

消費税転嫁拒否行為の再点検

TKC全国会中堅・大企業支援研究会会員
税理士・公認会計士 中野伸也

消費税転嫁対策特別措置法による公正取引委員会の勧告が、4月23日にJR東日本の子会社（株式会社JR東日本ステーションリテイリング）に対してなされたことは、新聞等の報道で周知のことと思います。国は消費税率引上げに伴い消費税転嫁拒否行為の防止に力を入れており、その指導件数などは下表のとおりです。指導内容等を簡単に確認し、どのような対応をすべきかを考えてみようというのが本稿の目的です。

1. 転嫁対策特別措置法で禁止されている行為

特定事業者（売上高100億円以上又は一定規模以上の店舗を有する大規模小売事業者（イ）及び資本金3億円以下の事業者や個人事業者から継続して商品や役務の供給を受ける法人（ロ））は、特定供給事業者（特定事業者に対して商品や役務を供給する事業者、ただし資本金3億円以上の法人で（ロ）に供給する場合を除く）に対し、次の行為を行なうことは禁止されています。

① 減額

合理的な理由がないのに既に取り決められた対価から事後的に減じて支払う行為。

② 買ったたき

対価を合理的な理由なしに通常支払われる対価よりも低い額とする行為。

③ 利益提供の要請

商品等の対価について消費税率引上げ分の

全部又は一部を上乗せする代わりに、納入業者に商品等を購入させ、経済上の利益を提供させる行為。

④ 本体価格での交渉の拒否

代価の交渉において本体価格を用いる旨の申し出を拒む行為。

そのほか、特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否行為に該当する事実を知らせたことを理由として取引等を縮小し、停止することは「**報復行為**」として禁止されています。

それでは以下、公正取引委員会の資料に掲載されている指導事例を見てみます。

2. 注意すべき事例

「**減額**」は指導事例としては4件と少ないのですが、そのうちの3件が消費税の1円未満の端数を切り捨てての支払いです。仕入先からの請求書では、一定期間の取引での税抜き対価合計で消費税を算出しているのに対し、自ら納品書ごとあるいは1品ごとに1円未満端数切捨てで消費税を算出してその合計金額を支払う行為が、消費税転嫁阻害行為として指導されています。

取引先からの請求書ではなく、自己の計算で買掛金等を計上し支払いをしている場合は、「**減額**」行為として指導される可能性があるのです。

「**買ったたき**」は最も指導件数の多い行為で

す。そのほとんどが消費税率引上げ分を上乗せしない価額を取引金額としていたということです。特に個人事業者に対する買ったたきが指導事例として多く挙げられています。

取引先が免税業者だから消費税相当額は払わないというような場合が、典型的な「買ったたき」行為になります。

「**利益提供の要請**」もその件数は多くありませんが、事例として挙げられているものは全て、値札の張替え作業等を納入業者に要請したというものです。値付け作業については費用負担を明確にしておく必要があります。

「**本体価格での交渉拒否**」は、件数として多いのですが、挙げられている事例は少なく、直接的な価額交渉のほかに、税込価額しか記載できない指定請求書をもとに価額交渉をしたという事例などが挙げられています。

3. 消費税転嫁対策への対応

消費税転嫁対策の監視・取り締まりの対象となる特定事業者は、大規模小売事業者のほかに、資本金額3億円以下の事業者や個人事業者から継続して商品や役務の供給を受ける法人は全て該当します。したがって、全ての法人事業者は特定事業者でもありと考えて事業を行なう必要があります。

消費税転嫁対策として禁止されている行為には、通常取引の中で支払い額を少しでも少なくしようとすると、つい犯してしまうような行為が含まれています。消費税端数の一方的な値引き支払い、免税業者に対する税込価額での価額交渉などは転嫁対策特別措置法に規定する禁止行為に該当します。また、卸売業、小売業での値付け業務などを漫然と納入業者に負担させている場合は、意図しないうちに禁止行為を犯しているかもしれません。

また、ほぼ全件と言ってもいい中小企業に対する消費税転嫁状況のアンケート調査が行なわれています。自社の行為は禁止行為に該当しないと考えていても、取引先はそうは思っていないかもしれません。**公正取引委員会のホームページにある「消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について」を確認し、禁止行為を犯していないか、取引内容を再点検してみてください。**

調査・取締り状況（平成25年10月～平成26年5月末まで）

表1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する対応状況（注1）

調査着手件数	指導件数（注2）	勧告件数
2,148件	1,232件（大規模小売事業者47件）	1件（大規模小売事業者1件）

（注1）調査着手件数及び指導件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否等の行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

表2 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注3）

製造業	494件
卸売業・小売業	246件
運輸業・郵便業	147件
その他（注4）	346件
合計	1,233件

（注3）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注4）「その他」は、サービス業等である。

表3 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

減額	4件
買ったたき（注5）	962件
役務利用・利益提供の要請	51件
本体価格での交渉の拒否	235件
合計（注6）	1,252件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

出典：公正取引委員会「消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例について」